

提 案 理 由

第 1 回 （臨時会）

筑 後 市 議 会

令和 5 年 5 月 1 5 日

ただいま上程されました議案第39号から議案第41号まで、及び報告第1号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号 令和5年度筑後市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正予算は、1,742万円を増額し、歳入歳出予算の総額を245億5,070万3千円とするものであります。

歳出予算について申し上げます。

第7款 商工費の商工団体指導に要する経費は、更なる消費拡大により、低迷する地域経済の活性化を図るとともに、物価高騰などの影響を受ける市民生活を支援するため、プレミアム商品券の販売に必要な経費を増額するものであります。

第9款 消防費の一般消防事務に要する経費は、令和元年6月に提訴された危険物漏洩事故における損害賠償請求事件について原告の訴えを棄却する判決が確定したため、顧問弁護士に支払う委託料を計上するものであります。

以上の経費の財源として、繰入金及び繰越金を充てております。

議案第40号 専決処分の承認につきましては、令和5年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布され、その一部が令和5年4月1日から施行されることに伴い、筑後市税条例の一部を改正する条例を専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、電動車の普及促進を図る観点から、軽自動車税の種別割におけるグリーン化特例の適用期限を3年延長するほか、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンションにかかる翌年度の固定資産税額について減額措置を創設するものであります。

議案第41号 専決処分の承認につきましては、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、国の特別給付金を支

給することに伴い、かかる経費について、令和5年度筑後市一般会計補正予算（第2号）を専決処分したため、議会の承認を求めるものであります。

報告第1号 専決処分（損害賠償の額を定めること）につきましては、しもつま福祉バス運営協議会職員がコミュニティ自動車を運行中、筑後市大字山ノ井754番地2付近の交差点において、前方不注意により一時停止中の軽自動車に接触し、相手方の運転手及び自動車を損害を与えたもので、相手方と示談が成立し、損害賠償の額を専決処分したので、報告するものであります。

以上が議案の大要であります。慎重ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。